

県民環境林だより

～分収造林契約を結んでいる皆様へ～

【県民環境林の経営方針】

- 全ての県民が等しく恩恵を受ける森林の公益的機能の発揮
- 収益性に配慮した経営による財産の造成
- 県民の理解と参画による適正な管理と整備の推進

第11号
令和3年1月発行
青森県農林水産部林政課

令和元年度実績

令和元年度の主な実績としては、間伐して木材を販売する「利用間伐」を185ha実施し、事業費が1億786万円に対し販売額は6,581万円で、造林補助金を活用することにより835万円の分収金を契約者の方へお支払いすることができました。

また、健全な森林にするための保育事業や管理にかかる経費(支出)を収入から差し引いた県の負担額は4,062万円でした。

【収入】

(単位:万円)

項 目	事業量	金 額	H25～R元 累計	
			事業量	金 額
素材販売額	間伐木等 10,432 m ³	6,581	87,745 m ³	54,530
造林補助金	間伐分	下表参照	下表参照	57,852
	保育分	下表参照	下表参照	45,595
	計		14,612	103,446
その他	※1	342		1,633
合 計 (A)		21,534		159,609

【支出】

(単位:万円)

項 目	事業量	金 額	H25～R元 累計	
			事業量	金 額
間伐事業等	185 ha	10,786	1,629 ha	85,235
保育事業	除伐等 380 ha 枝打ち 6 ha 森林作業道 10,709 m	10,352	除伐等 2,872 ha 枝打ち 361 ha 森林作業道 75,892 m	80,105
分 収 金	※2	926 (間伐分: 835)		7,242 (間伐分: 6,836)
管 理 費		3,532		20,724
合 計 (B)		25,596		193,305

【差引収支(A)-(B)】

(単位:万円)

※1 公共事業の実施による立木補償金等

※2 間伐木販売及び立木補償金等に係る契約者への分収(割合 3:7または2:8)

※3 端数処理のため、集計値が合わない箇所があります

R元年度実績	△ 4,062
H25～R元 累計	△ 33,696

令和2年度現況報告

新型コロナの影響による木材流通の停滞から利用間伐は、例年に比べ低い実績となっておりますが、県としましては、今後とも収益確保のため利用間伐の実施に努めて参りますので、契約者の皆様には、御理解と御協力をお願いいたします。

【令和2年度実績(令和2年12月現在)】

作業種	面積・延長等
間伐(搬出材積)	96 ha (6,400 m ³)
除伐等	291 ha
枝 打	0 ha
森林作業道	3,820 m

緑の少年団グリーンジャンボリーが開催されました

令和2年8月に三戸郡三戸町の県民環境林に設定した森林環境教育のためのモデルフィールドで、緑の少年団グリーンジャンボリーが開催されました。

グリーンジャンボリーは、地域の緑の少年団が森林・林業や自然環境について学びながら、お互いに親交を深めるための交流会で、2つの少年団が森林教室や間伐体験を行いました。

子供たちは、普段、教室では教わることのない森林の手入れの方法や年輪の数え方などに目を輝かせながら一生懸命取り組んでいました。



【少年団の林業体験】

クマハギ防止の取り組みを進めています

クマハギとは、ツキノワグマがスギなどの樹皮を剥ぐ行動で、樹皮の裏側の糖分を含んだ樹液を摂取するためのものと言われています。

青森県内では下北管内のみに被害が発生しており、被害を受けると木材が変色するなど価値が著しく低下するほか、被害が甚大なものは枯死する場合もあり、森林を長期間育成していく上で大きな障害となっています。

対策として、幹にビニールテープを巻き付ける方法がありますが、新たな試みとして、むつ市の県民環境林において、激辛唐辛子(ジョロキア)成分を配合した木酢液の散布による効果調査を行っています。嗅覚の鋭いクマは、唐辛子の刺激臭を嫌うと言われており、この木酢液を散布した森林に近寄らなくなることを期待して今後も調査を継続していきます。



【皮剥被害木】



【激辛唐辛子ジョロキア】



【木酢液散布状況】

ご契約者の皆様へのお願い

県では、利用間伐等木材の売り払いによる収益があった際に、契約書に基づき、分収金を支払っておりますが、契約者の皆様が、相続や住所変更などの必要な手続きをしていないと、所在不明等により分収金が支払えなくなる場合があります。

つきましては、以下のケースに該当する場合には、下記問合せ先までご連絡くださいますようお願いいたします。

① 相続や売買などにより、契約名義が変更となる場合

相続される場合、相続登記完了後に連絡をお願いします。県も確認した上で、必要に応じて契約名義の変更手続きを進めます。

売買や譲渡の場合は、事前に譲渡申請の手続きが必要です。その手続き後、「所有権移転に関する契約書」を締結することになります。

② 代表者が変更となる場合(企業や団体が契約している場合)

県も確認した上で、必要に応じて契約名義の変更を行います。

③ 住所や電話番号が変更となった場合

手紙や電話など、ご契約者様に連絡を取るための重要な情報です。変更が生じましたら速やかに連絡をお願いします。県の登録情報も随時修正します。

この他、県民環境林に関する契約書類については、所在をご家族にもお知らせするなど、適切に保管いただきますようお願いいたします。

もし、書類が見当たらない場合は、下記にご連絡ください。

《問合せ・連絡先》

〒030-8570 青森市長島一丁目1番1号
青森県 農林水産部 林政課 森林環境グループ
電話番号 017-734-9522
FAX番号 017-734-8145

